

出来事（2018年11月）

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

本年6月13日に公布された「食品衛生法の一部改正（平成30年法律第46号）」の中で、「国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。」とされ、第6章の「監視指導」の中に、「第21条の2 国及び都道府県は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者（以下、「食中毒患者等」という。）の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食品、添加物、器具又は容器包装に関してこの法律又はこの法律に基づく命令者若しくは処分に係る違反を防止するため、その行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」および「第21条の3 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道府県等その連携機関により構成される広域連携協議会（以下、この条文及び第60条の2において「協議会」という。）を設けることができる。（②、③、④は省略）」とされました。この部分の施行日は、平成31年4月1日と政令で定められました。

併せて、食品衛生法施行規則が改正され、「第2章 監視指導」に、「法第21条の3第1項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。」とされ、施行日も、平成31年4月1日と定められました。

* いずれも、11月26日に、公布されました。

2. ミョウバン2品目（アンモニウム明礬およびカリ明礬）の使用制限（11月30日告示）

菓子、生菓子、パンへの使用は、アルミニウムとして、**0.1g/1kg**以下と制限されます。尚、経過措置は1年です。

3. 食品衛生法の一部改正に基づく政省令案の検討状況の説明（厚生労働省）

食の安全を確保するためおHACCPの普及等に関する政省令案の検討状況に関して、全国で説明会が11月29日から全国7か所で開催されます。

4. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）について、食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会で検討されています。第3回の調査会が11月19日に開催され、消費者団体のヒヤリングがなされました。傍聴しましたが、注目すべき意見はありませんでした。（感想です。）

次回の調査会は、12月5日に開催されます。

5. 遺伝子組換え食品の表示（消費者庁）

遺伝子組換え食品の表示基準が改正されることとなり、パブリックコメントに付する案（内閣府令案）等の説明会（情報交換会）が、10月15日から全国7か所で開催されました。

11月20日の衆議院消費者問題特別委員会の「食品表示法の一部改正法案」の審議の中でもゲノム編集の取扱等についても質疑応答がなされました。

6. 原料原産地表示の説明会（農林水産省）

11月20日から全国18か所で開催されます。

7. 水道法の一部改正

民間参入は、長期的な視点で見ると、食品企業のコストアップに繋がることを懸念します。

8. 日EU経済連携協定（日EU・EPA）

2017年7月 大筋合意 2018年7月 各国首脳が署名

2018年11月5日 EU委員会 2018年12月13日 EU本会議・予定

2018年11月28日 衆議院外務委員会で可決

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結」について承認

2019年3月 発効をめざす

また、EU側から日本側に、酵素と香料の規制緩和を強く求めています。

さらに、食品添加物製造業の空洞化も懸念されます。空洞化によって、現場が遠くなるので、公的規格（食品添加物公定書等）の策定にも負の影響を及ぼすと懸念されます。

9. 国際汎用添加物（45品目）：残り1品目

厚生労働省が、3品目を取り下げたことで、残りは1品目（カルミン）のみとなりました。

10. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

② 11月の新たな出荷制限はありません。

11. メタムナトリウムを含む製品の販売承認取消：フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)

フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）は、土壌真菌や線虫等の有害生物をコントロールするための植物保護製品に含まれるメタムナトリウム（N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム）の販売承認の取り消しを関連企業に通知したと11月5日に報道されました。

日本では、農薬（殺虫剤）に登録されています。

<https://www.anses.fr/en/content/products-containing-metam-sodium-anses-announces-withdrawal-marketing-authorisations-0>

12. 米国 FDA 義務的リコール権限ガイダンス

「FSMA に基づくリコール命令の行使に当たっては、自主的リコールのチャンスを提供しなければならない。」とのガイダンスの最終化がなされると、11月5日に報じられました。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm624443.htm>

13. 米国 FDA 植物を主原料（大豆、豆、ナッツ等）とする乳代替品（パブコメ延長）

2017年9月27日 米国 FDA 植物を主原料（大豆、豆、ナッツ等）とする乳代替品の利用について、「ミルク」「チーズ」との単語の理解、代替品と乳製品との栄養組成の差異についての情報の提供を求めています。（期限：11月27日 ⇒ 60日間延長）

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/09/28/2018-21200/use-of-the-names-of-dairy-foods-in-the-labeling-of-plant-based-products>

14. オーストラリア ミニこんにやくゼリーのリコール

中国産のミニこんにやくゼリー2品目について、窒息の危険があるとして、11月16日、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州食品安全機関（NSW Food Authority）は、リコールを指示したとのことです。

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-mini-konjac-jellies>

15. 輸入水産物モニタリング エビとアワビも 米国

水産物のトレーサビリティの一環として、輸入水産物モニタリング（エビとアワビも対象）が 12月31日から適用されることになりました。予定よりも1年遅れの適用です。

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/04/24/2018-08553/magnuson-stevens-fishery-conservation-and-management-act-lifting-the-stay-on-inclusion-of-shrimp-and>

16. 輸入食品の違反事例

- 株式会社カーギルジャパンがコートジボワールから、株式会社パートナーズ・ジャパン YAMATE 及び伊藤忠食糧株式会社がエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で一律基準を超える 2,4-D 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢が疑われます。

* 2,4-D：フェノキシ酸系除草剤

- 丸紅株式会社及び株式会社ヒロインインターナショナルがフィリピンから輸入した「生鮮バナナ」のモニタリング検査で残留フィプロニル 0.006ppm あるいは 0.007ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

* フィプロニル：農薬・殺虫剤 EU では禁止 （修正：2018年12月7日）